

丸山台まちづくりガイドライン運用計画書（2026年度～2031年度）

丸山台自治会は、丸山台の住環境を保護するために、下記の5つの基本原則を作り、全住民が自発的に、かつ良識をもって対処できるよう、自治会が中心となり効果的に運用するものとする。

1. <明るく、安全な街>丸山台
2. <静かで、みどりの多い街>丸山台
3. <美しく、清潔な街>丸山台
4. <「やすらぎ」と「活気」が、ほどよく調和する街>丸山台
5. <様々な人が住みやすい、人にやさしい街>丸山台

まちづくり推進活動

1. 目的

- (1) 「『丸山台住環境保護』のための基本原則」に基づき、丸山台のまちづくりを推進する。
- (2) 「港南丸山台地区地区計画」の遵守を図るとともに、「地区計画」を補完し、丸山台地区の住環境を維持、保全することを目的として定めた「丸山台まちづくりガイドライン」の徹底を図る。

2. 活動内容

- (1) 地区内の建築物等の建築等の遵守を地区内に周知し、新規建築案件等を指導し、必要に応じて市役所等の助言・指導を経て地区内で発生する諸問題に対処する。

年度	実施内容
2026	①まちづくり推進活動の実施 情報収集活動：自治会員等からの新規案件等の情報収集 広報活動：活動状況等の自治会員等への報告、周知 審査活動：連絡書の受理、審査、必要に応じて契約締結 ②「丸山台まちづくりガイドライン」の広報のため冊子を発行、建築業者等へ配布
2027	①まちづくり推進活動の実施 情報収集活動：自治会員等からの新規案件等の情報収集 広報活動：活動状況等の自治会員等への報告、周知 審査活動：連絡書の受理、審査、必要に応じて契約締結
2028	①まちづくり推進活動の実施 情報収集活動：自治会員等からの新規案件等の情報収集 広報活動：活動状況等の自治会員等への報告、周知 審査活動：連絡書の受理、審査、必要に応じて契約締結
2029	①まちづくり推進活動の実施 情報収集活動：自治会員等からの新規案件等の情報収集 広報活動：活動状況等の自治会員等への報告、周知 審査活動：連絡書の受理、審査、必要に応じて契約締結
2030	①まちづくり推進活動の実施 情報収集活動：自治会員等からの新規案件等の情報収集 広報活動：活動状況等の自治会員等への報告、周知 審査活動：連絡書の受理、審査、必要に応じて契約締結
2031	①まちづくり推進活動の実施 情報収集活動：自治会員等からの新規案件等の情報収集 広報活動：活動状況等の自治会員等への報告、周知 審査活動：連絡書の受理、審査、必要に応じて契約締結